指名停止等の運用状況一覧（工事請負契約等）

業者名	本社所在地	指名停止期間	開始年月日	終了年月日	該当事項（※）	理由
株式会社大林組	東京都港区港南２－１５－２	１ヶ月	令和８年４月15日	令和８年５月14日	別表第２第１０号（不正又は不誠実な行為）	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の工事において、令和６年 10 月に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和８年３月 24 日付けで、同社及び同社社員２名が鰍沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。
前田建設工業株式会社	東京都千代田区富士見二丁目10番２号	１ヶ月	令和８年６月19日	令和８年７月18日	別表第２第１０号（不正又は不誠実な行為）	前田建設工業株式会社の社員は、熊本県八代市が発注した工事の入札をめぐり、同社に有利な評価基準を採用することなどを市に働きかけた見返りに贈賄行為を行った。 なお、贈賄行為の公訴時効（３年）の期間が経過しており、同社社員の逮捕等は行われていない。
富士通Ｊａｐａｎ株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町１－５	１ヶ月	令和８年７月９日	令和８年８月８日	別表第２第１０号（不正又は不誠実な行為）	富士通Ｊａｐａｎ株式会社の元社員が、当時勤務していた事務所等で親会社の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和８年５月 12 日、不正競争防止法違反の疑いで埼玉県警に逮捕された。

株式会社イーシーセンター	静岡県富士市五貫島９１９	１ヶ月	令和８年７月17日	令和８年８月16日	別表第２第８号（建設業法違反行為）	建設業法第３条に定める許可を受けずに建設業を営む者との間で、建設業法施行令第１条の２に定める金額以上の額をもって下請契約を締結していた。このことが建設業法第 28 条第１項第６号に該当するとして、令和８年７月８日、中部地方整備局長より、監督処分（指示処分）を受けた。
株式会社竹中土木	東京都江東区新砂１－１－１	１ヶ月	令和８年７月17日	令和８年８月16日	別表第２第１０号（不正又は不誠実な行為）	株式会社竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他７橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社の使用人が協力会社と共謀し、労働基準監督署に対し事実と異なる報告をしたことにより、使用人が令和８年６月 10 日に羽曳野簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
株式会社竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町４－１－１３	１ヶ月	令和８年９月11日	令和８年10月10日	別表第２第１０号（不正又は不誠実な行為）	株式会社竹中工務店の社員が、大阪・関西万博の関連工事を巡り、令和８年８月 19 日に背任容疑で大阪府警に逮捕された。
みらい建設工業株式会社	東京都港区芝４－６－１２	１ヶ月	令和８年９月11日	令和８年10月10日	別表第２第１０号（不正又は不誠実な行為）	名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第１貯木場北側護岸整備工事（その６）」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったことが、港則法に違反するとして、みらい建設工業株式会社及び同社の社員は、令和８年７月 17 日に名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

株式会社Ｊ－ＢＩＳメンテナンス	東京都千代田区鍛冶町２－６－１	６ヶ月	令和８年10月28日	令和９年４月27日	別表第２第４号（独占禁止法違反行為）	株式会社Ｊ－ＢＩＳメンテナンスは、関東地区の特定マンション大規模修繕工事において、 （１）株式会社リノシスコーポレーションと受注協力関係を構築した者を受注予定者とすること （２）受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力することに合意し、特定大規模修繕工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。 このことが独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）に違反するとして、公正取引委員会から令和８年９月28日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀４－１０－１					
川北電気工業株式会社	愛知県名古屋市中区栄４－６－２５	１ヶ月	令和８年11月10日	令和８年12月９日	別表第２第１０号（不正又は不誠実な行為）	川北電気工業株式会社は、空調機増設工事の見積前の現地調査において、充電電路部に接触することにより感電の危険が生ずるおそれがあったのに、充電電路部及び作業員に絶縁用保護具等を着用させる等危険を防止するために必要な措置を講じず、作業員を死亡させたとして、令和８年４月10日に半田簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金30万円の略式命令を受けた。 このことが、建設業法第28条第１項第３号に該当すると認められるとして、令和８年９月29日、中部地方整備局長から、監督処分（営業停止３日間）を受けた。

※ 法令違反の事実を認定･確定した時点を、措置の基準日とするため、同時点における“富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領”を適用しています。